## 第20回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度(税制を除く)に関する要望に対する回答のみ

| 番号 | 分類     | 案事項   | 提案の具体的内容   | 提案理由  | 所管省庁    | 所管省庁の検討結果   |   |            |                  |
|----|--------|---|--|---|---------|---|---|------------|------------------|
|    |        |   |  |   |         | 制度の現状   | 該当法令等   | 対応の        | 対応の概要            |
| 1  | 者進る情ずる | の地域福利増増 におけげ 手業 一番 におけば 手業 一番 に関連 でいる からい でいい かい いい い | 整備できるかが重要であることから、以下の対応を行うべき。<br>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を<br>改正し、公益性の高い一般送配電事業者の実施する地域福<br>利増進事業においては、関連情報の取得にあたり事業者か  | 一般送配電事業を営む各社では、送配電設備の新設、建替等にあたり、土地所有者と任意交渉を行ったうえで、建設を行う(送電鉄塔の新設や建替は、年間1500基程度)。しかし、人口減少等の社会情勢の変化から所有者不明の土地(以下、「不明土地」という)が増加しており、居住者がなく、不動産登記情報では所有者を特定できないケースが増えている。その場合、所有者不明土地法に基づき、関係する土地の土地所有者等関連情報(以下、「関連情報」という)を取得し、所有者を特定し、任意交渉を行いたいが、関連情報の取得に際しては、国や地方公共団体を除き、本人の同意を得る必要がある。本人の同意は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について(平成30年11月15日 国土企第37号)」に記載されている。同意の取得の方法。のとおり、地方公共団体が保有している所有者の所在情報をもとに、所有者に書面を送付して、実施されるのが一般的であるが、書面が本人に到達しなかった場合や意思表示がなされない場合、本人の同意が得られなかったと判断される。実態として、地方公共団体からの意思確認に対して、多くの所有者不明土地地権者は本人の意思表示がなされないため、本人の同意が得られなかったものと判断されるケースが多数発生しており、事業者にとって関連情報の取得が困難な状況にある。上記状況となった場合、事業者の取りえる次の手段としては、不在者財産管理人制度等「各種財産管理人制度」の申請を実施することとなる。それらの申請には「不在の事実を証する資料」が必要であり(末尾参考を参照)、左記のaを以て代替可能となれば、所有者不明土地への対応に係る労力が軽減させるものと思料する。(参考:所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン)https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000125.html ※各都道府県、市町村は、本ガイドラインに基づき、各種制度の審査を実施しているものと思料する。制度活用の要件の1つである「不在者の証明等について」は、本ガイドラインのP49を参照。 | b:法務省、国 | 都道府県知事又は市町村長は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第43条第2項に基づいて、地域福利増進事業等を実施しようとする者で国及び地方公共団体以外のものに対して土地所有者等関連情報(土地所有者等と思料される者の氏名、住所等)を提供しようとする場合には、あらかじめ、提供することについて本人の同意を得ることが必要です(同条第3項)。本人の同意を得ることができず、土地所有者等関連情報を提供できない場合には、情報を提供できない旨及びその理由(本人から回答はあったが同意を得ることができなかった旨、本人に書面は到達したが回答が得られなかった旨、本人の所在が判明しなかった旨等)を記載した通知書を請求者に対して交付することが望ましいこととしています(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する | する特別措置法(平成30年法律第49<br>号)第43条第3項<br>・所有者不明土地の<br>利用の円滑化等に関<br>する特別措置法の施<br>行について(平成<br>30年11月15日付国<br>土企第37号技術的<br>助言) |            |                  |
| 2  | 土地     | 他の使用権設 が  | な利用がますます重要になっている。 一方で、特定所有者不明土地の使用権設定に関しては、送記電設備のような恒久的な設備の使用には馴染まなず、土地収用法第20条による事業認定の活用も制度自体のハードルが高すぎることから、所有者不明土地を理由に使用することはない状態。 上記に鑑み、所有者不明土地法にて20年の使用権を取得し、設備を構築した後に土地収用法にて不明者裁決(保全収用)を受けるケースも想定されるが、所有者が現れた以 | 【活用ケース】 ・所有者不明土地法(地域福利増進事業)にて20年の使用権を取得し、設備を構築した後に土地収用法にて不明者裁決(保全収用)を受けるという選択肢。※公益性の疎明が困難な新設工事や建替工事でも、使用権に基づき設備を建設し、既存設備の保全収用とすることで、事業者としては、事業認定における公益性の疎明のハードルが幾分か下がるものと認識している。  | 国土交通省   |   | 26年法律第219号)<br>第4条及び第20条<br>・所有者不明土地の<br>利用の円滑化等に関  | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |

## 第20回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度(税制を除く)に関する要望に対する回答のみ

| 番号 | 分類 | 提案事項                          | 提案の具体的内容  | 提案理由  | 所管省庁  | 所管省庁の検討結果   |                                     |           |   |
|----|----|-------------------------------|---|---|-------|---|-------------------------------------|-----------|---|
|    |    |                               |   |   |       | 制度の現状   | 該当法令等                               | 対応の<br>分類 | 対応の概要   |
| 3  | §  | 明土地の登記官<br>が適正化を図る<br>地域の選定基準 | 願いします。 ③ 「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項に基づく所有者等の探索の対象地域の選定基準」に一般送配電事業者のような民間の公益事業者の用地取得が計画されている地域も含めていただくこと。 ② ①の対応が難しい場合、一般送配電事業者のような民間の公益事業者も本件の調査対象であることを読み取れるような形で、各法務局へ周知いただくこと。 | ○表題部所有者不明土地は、所有者不明土地の中でも、氏名や住所の記録がないため、戸籍や住民票等によ  る所有者調査の手掛かりがなく、所有者の発見が特に困難であり、用地取得等の大きな間告要因になってい  る。そのため、登記官は職権で表題部所有者不明土地(登記簿の表題部の所有者欄に、氏名・住所が正常に 記録されていない土地)の登記の適正化を図ることが制度化された。  ○登記官が適正化を図る地域の選定基準は下記のとおりであるところ、地方公共団体からの要望ではないことのみをもって、対象地域として選定しないとする取扱いがなされている。そのため、公益事業者(一般送配電事業者等)のインフラ整備の円滑な実施に支障が生じている問題は、改善されていない。  【登記官が適正化を図る地域の選定基準災(要約)】  ①自然災害等による復旧・復興作業を行う必要がある地域 ②自然災害等が発生した場合に大きな捜害を受ける可能性が高く、早急な防災・減災対策が必要な地域 ③地方公共団体において、まちづくりや森林整備などの土地利用などの計画を策定している地域 ④地域コミュニティが衰退し地域実情を知る者が乏しく、早期対応が必要な地域 ③地域正理が表示した(通達) (法務省民工第253号 R1年10月17日)  【実態】・地方公共団体からの要望ではないことのみをもって、対象地域として選定しないとする取扱いがなされている結果、多くの不具合事例が生じている。 ・特に送電線設備の建設工事に伴う事業用地(例:鉄塔用地、送電線下用地)の権利取得に伴い、表題部所有者不明土地が判明した場合、結果としては、①所有者の探索に大きな労力と時間を費やしたケース、②権利取得を実施する方法がなく現在も未解決のケース、③設備のルート変更を余儀なくされたケースが存在している。 ・①においては、送電線構築に係る全体の工期に影響を及ぼす虞がある(※1)。 ②においては、送電線構築に係る全体の工期に影響を及ぼす虞がある(※1)。 ②においては、設備対応により権利取得することが重要することで、必要以上の工費と時間を要することになる(※1)。 ※1:電力の安定供給や再エネ普及に支障をきたす虞が想定される。また社会的なコストの損失にも繋がる虞が超定される。 ※2:権利取得に伴う法的対応として、土地収用法第20条の事業認定を受け、都道府県知事の裁定により特定所有者不明土地を収用等により権利取得することも考えられるが、その時点から法務局(登記官)と連携させていただき、表題部所有者不明土地の調査・解があることが ・送電線設備の建設す事に関しては、工事を開始する数年前より現地調査等を踏まえた設備ルートを検討していく、その調査は事ま事を記することが出来るため、その時点から法務局(登記官)と連携させていただき、表題部所有者不明土地の調査・解が適立としていくが、その調査は事事等定土地の中に表題部所有者不明土地の調査・解が適ないまり開示いただける情報にも限界があることが まるため、その時間を開発しているが、事業認定の要件は相当にハードルが高く、送電線設備の建設する場合によりませた。 ※2:権利取得が表しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しているのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しているのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面に対しないるのでは、表面には、表面には、表面に対しないるのでは、表面には、表面には、表面には、表面には、表面には、表面には、表面には、表面に | 法務省   | 法務局による表題部所有者不明土地の所有者等の探索については、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第3条第1項の規定に基づき、当該表題部所有者不明土地の周辺の地域の自然的社会的諸条件及び当該地域における他の表題部所有者不明土地の分布状況その他の事情を考慮して、表題部所有者不明土地の登記の適正化を図る必要があると認めるときに行うこととされています。その上で、対象土地の具体的な選定基準について、左記の通達で定めており、各法務局・地方法務局においては、当該基準の趣旨に沿って、対象地域・対象土地の選定を行っています。 | 地の登記及び管理の<br>適正化に関する法律<br>(令和元年法律第1 |           | 御意見を踏まえ、「表題部所有者不明土地の登記及び管理<br>の適正化に関する法律第3条第1項に基づく所有者等の探索<br>の対象地域の選定基準について(通達)」(令和元年10月<br>17日付け法務省民二第253号民事局長通達)について、<br>地方公共団体からの要望でないことのみをもって対象地域と<br>して選定しないとする取扱いは不適切であるなど、その趣旨を<br>明確化し、各法務局・地方法務局に周知しました。 |
| 4  | \$ | 系統連系の技術                       | リッド (PHV) 、③燃料電池車 (FCV) )の住宅等への交流 (100/200V) の電気供給の方法について、技術基準について明確化を行うとともに、技術基準の解釈等に明示してほしい。  | 電気自動車等(①電気自動車 (EV)、②プラグインハイブリッド (PHV)、③燃料電池車 (FCV))からの電気供給について、現状はEVのバッテリーとFCVの発電とPHVのエンジンが停止していてバッテリーのみから直流で出力される場合の施設方法が電気設備の技術基準の解釈第199条の2及び200条で規定されているが、交流出力については明確化されていない。特に昨今では第199条の2で規定されている"保護装置"の小型化が進むとともに、建物側に供給装置が設置され、電気自動車等から交流で出力されるものが既に欧米では実用化されており、電気自動車等からの交流出力は一般化しつつある。こうした世界の動きに我が国も遅れることのないよう業界及び国が協力することが必要であるため、交流出力による一般用電気工作物への系統連携を明確化するべき。なお、②について、エンジンが稼働している際、発電機から出た電気を直接、系統に流すのではなく、インバータを介して交流変換した電気を系統に流すものについて解釈の明確化を求める。   | 経済産業省 | 電気設備の技術基準の解釈199条の2は、直流出力に限った保安要件を規定したものではなく、交流出力も含めた保安要件を規定しています。また、その保安要件は、電気自動車やプラグインハイブリッドといった個別の車両タイプに限定されるものではありません。   |                                     |           |   |